

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 社会福祉推進議員連盟 第3回会合が開催される
 ～社会福祉法人改革の詳細について、厚労省より「社会福祉充実計画の所轄庁承認は、弾力的な運用を実現する基準を作る」、「充実計画は中・長期的な計画とする方向」との言及 ～… 1
- ・ 子ども・子育て支援新制度施行後の課題への要望提出
 ～厚生労働省及び内閣府へ、保育三団体協議会として要望書を手交～ …… 3
- ・ 平成27年度 保育三団体協議会代表者会議（第4回）、実務者会議（第4回）開催 …… 4

◆社会福祉推進議員連盟 第3回会合が開催される◆

～社会福祉法人改革の詳細について、厚労省より「社会福祉充実計画の所轄庁承認は、弾力的な運用を実現する基準を作る」、「充実計画は中・長期的な計画とする方向」との言及～

7月22日（水）、社会福祉推進議連（会長：衛藤 晟一 参議院議員）の第3回会合が、自由民主党本部にて開催されました。

当日は、衆・参 国会議員約20名の参加と、福祉関係15団体の出席のなか、衆議院で審議中の社会福祉法改正案に関するヒアリングが行われ、全国保育協議会からは、森田昌伸副会長と上村初美副会長（全国保育士会 会長）が出席しました。

冒頭、あいさつに立たれた衛藤議連会長は、「社会福祉は転換期に来ているが、社会福祉をさらに定着していけるよう頑張っていきたい。」と述べられました。

会合では、厚生労働省 鈴木社会・援護局長ならびに岩井福祉基盤課長から、現在の法案審議状況ならびに改正法案のポイントについて説明がなされました。



全保協 森田昌伸副会長は、保育三団体協議会（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会）を代表して要望に立ち、下枠内の事項を述べました。

※要望書全文は、別添ご参照

要望に立つ森田昌伸副会長(写真左は、上村初美副会長)

- 本法律案が提出されるに至った経緯に鑑みても、公益財団法人等と同等以上の公益性・非営利性の確保、説明責任を果たした経営の透明性確保、他の事業主体では対応できない福祉ニーズを充足する地域社会への貢献といった、求められる改革に真摯に対応していくことは必要不可欠だとの認識。
- その上で、保育所を経営する社会福祉法人、とくに小規模法人への経過措置ならびに、社会福祉充実計画作成にあたってそれぞれの社会福祉法人が創意工夫できるように、運営費の用途制限緩和が必要。
- また、社会福祉施設職員等退職共済制度の維持・継続や、子ども・子育て支援新制度の恒久的財源として、消費税以外を含む総額1兆円超の早急な確保が必要。

その後は質疑応答となり、保育三団体や他の福祉団体からの要望内容も受けて、田村憲久 前 厚生労働大臣ならびに衛藤議連会長をはじめとする関係議員から、

- (1)小規模法人への細かな配慮の必要性
 - (2)社会福祉充実残額の算定に関する考え方
 - (3)法人が立案する社会福祉充実計画の所轄庁承認のあり方
 - (4)運転資金（手元流動資金）を事業費の何ヵ月分と設定するか
- などの点について意見が出されました。

これに対し厚労省からは、次の回答がありました。

- 社会福祉充実計画に資する財産は、余裕財産すべてではなく、毎年、財産額をゼロにするものでもない。
- 社会福祉充実計画は、なぜその財産を法人が保有しているのか説明するための計画でもある。
- 時々刻々と地域の福祉ニーズは変化する。社会福祉充実計画の自治体承認は、

現場で実際に運用できる基準となるようにする。

- 社会福祉充実計画は、中長期的な計画とする方向で考えている。3～5年、場合によっては10年になることもあるだろう。地域の事業の実態と合理性の中で、見ていく方向で考えている。
- 地域のニーズは地域協議会で整理される。その対応は合理性のあるものであって、これまで保育所を運営している法人に対し、地域ニーズがあるから特別養護老人ホームを開設してほしいといったケースは想定していない。

※ 7月27日現在、法案審議は、衆議院厚生労働員会での参考人質疑を終え、委員会採決に臨む段階にあります。

今後も継続して、本ニュースにおいて動向をお伝えしていきます。

◆子ども・子育て支援新制度施行後の課題への要望提出◆ ～厚生労働省及び内閣府へ、保育三団体協議会として要望書を手交～

平成27年7月23日、全国保育協議会・全国私立保育園連盟・日本保育協会で構成する保育三団体協議会は、「子ども・子育て支援新制度 施行後の課題への要望」を、厚生労働省ならびに内閣府へ提出いたしました。

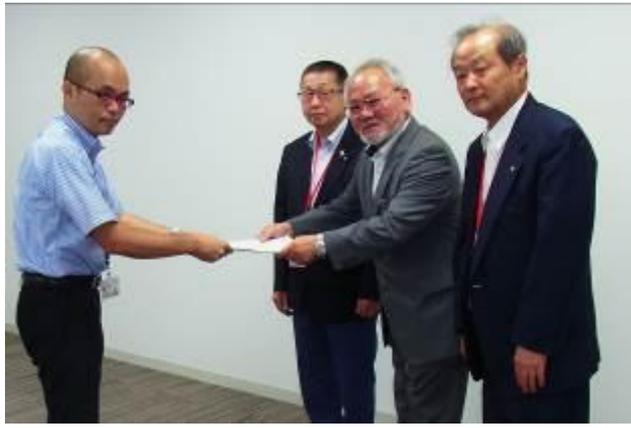
子ども・子育て支援新制度全体を推進していく上での所要財源の確保はもとより、新制度



要望の内容を説明する全保協 万田 康 会長 (写真中央)

施行後に明らかになった現場の課題について、早期に対応・是正がはかれるよう、三団体協議会でとりまとめ、次の4点を要望しました。

- 1. 保育の質を高めるため、抜本的な処遇改善の実現に向けて、職員配置の実態を適切に評価する給付の設定が必要です。**
- 2. 新制度で増大した事務手続きへの対応のため、常勤の事務職員を配置することができる給付が必要です。**
- 3. 給付の加算認定をはじめとする、市町村の確認手続きの円滑化が必要です。**
- 4. 各自治体の単独補助は、地域の実情や設定された経緯等を踏まえた必要な手当てとして、継続されるよう国からの助言が必要です。**



内閣府竹林経治参事官（左）に要望書を手交する
三団体協議会（左から全私保連 平野弘和常務理事、
全保協 万田 康会長、日保協 萩原英俊常務理事）

なお、三団体協議会でのとりまとめに向けて地方保育組織からの意見を集約した内容を、全保協「子ども・子育て支援新制度 施行後の課題、意見等」として整理し、要望書とともに提出しました。別添の要望書の全文と併せてご参照ください。

◆平成 27 年度 保育三団体協議会代表者会議（第 4 回）、 実務者会議（第 4 回）開催◆

平成 27 年 7 月 23 日、保育三団体協議会代表者会議（第 4 回）、実務者会議（第 4 回）が開催されました。

「子ども・子育て会議（第 25 回）【7 月 27 日】」の資料に係る厚生労働省からの事前説明を受けるとともに、三団体協議会でとりまとめた「子ども・子育て支援新制度施行後の課題への要望」について説明し、意見交換を行いました。

意見交換では、新制度施行から 4 か月が経過する中、市町村等の行政の対応をはじめ現場では多くの混乱が起こっている実際について意見があり、国からの助言・支援の必要性について意見が交わされました。

「子ども・子育て支援新制度 施行後の課題への要望」は、本ニュース記載の内容をご参照ください。